

日本金融ジェロントロジー協会 法人会員ワーキング・グループ報告書
「～社会福祉関係機関と金融機関の連携の可能性について～（中間報告）」の概要(2023/10/13)

【現状と課題認識】

- ◇ 超高齢化社会・長寿化社会の到来により、経済力があってもその経済力を行使できない、すなわち自立的な経済活動ができない「脆弱な経済主体」となる高齢者が増加する
- ◇ 当局などからの問題提起においても、金融機関は自治体や地域の福祉関係機関等と連携し、認知判断能力の低下した顧客の権利擁護や適切な資産形成・管理に努めていくことが求められている
- ◇ 認知判断能力の低下した高齢者をその人個人として捉え、福祉と金融の連携を実践していくためには、個人情報取扱いと共有が大きな課題となるが、個人情報提供の同意を得て連携することへのハードルは高い

【個人情報提供を前提にした、福祉と金融に関する先行的な取り組みのポイント】

- 1) 消費者安全法に基づくアプローチを取っている
- 2) 市区町村の行政が主体となり、地域の企業等も参加した見守りを行う仕組みやネットワークを構築し運営している
- 3) 金融機関の役割を、支援を必要とする高齢者等に気づく端緒と位置づけるとともに、個人情報の授受に関する金融機関の懸念が極力排除されるよう工夫している

【先行的な取り組みの例】

- ◇ 事例1:大分県宇佐市
 - より広い範囲の人に対して、見守り支援を提供できるようにする。金融機関をネットワーク(消費者安全確保地域協議会)に入れ、支援が必要な人の早期発見の端緒として期待する
- ◇ 事例2:滋賀県野洲市
 - 緩やかな見守り・気づきを通じて、行政の支援が行き届くようにする。消費者安全法の委嘱を活用し、緊急までいかない状態でも行政に連絡できるようにした(宇佐市と同じく、支援の端緒となれるようにした)

⇒本報告書は、取り組みのヒントとすべく、先行的な事例を纏め背景を整理したもの。全国に福祉と金融の連携を拡大していくためには、これをそのまま適用するのではなく、地域をまたいだ共通の課題と地域の特性に応じた個別の課題の両方を考慮しながら、それぞれの地域に相応しい解決策を検討していく必要がある

本年6月14日には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立。高齢社会を広くとらえる関連政策の拡充にも期待したい